

中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)
- 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)
- 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)
- 中小企業経営革新支援法施行令(平成十一年政令第二百一号)
- 電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)
- 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)
- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令(平成七年政令第七十八号)
- 新事業創出促進法施行令(平成十年政令第七号)
- 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)
- 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)
- 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)
- 工業再配置促進法施行令(昭和四十七年政令第三百八十三号)
- 産業活力再生特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)
- 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)
- 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)
- 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)
- 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)
- 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)
- 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 六・七 （略）
  - 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 2 （略）
- 3 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。
    - 一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人
    - 二 設立の日以後の期間が五年未満の会社
    - 三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であつて、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める割合が政令で定める割合を超えるもの
  - 4 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

5 (略)

6 この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

8 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

9 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

10・11 (略)

(最低資本金に関する特例)

第三条の二 第二条第二項第二号に掲げる創業者（当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。）が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時にける資本の額が千円に満たないもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間（資本の額を千円以上としたときは、その日まで）は、適用しない。

2 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時にける資本の総額が三百万円に満たないもの（以下「確認有限会社」という。）については、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第九条の規定は、その設立の日から五年間（資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで）は、適用しない。

(中小企業信用保険法の特例)

第四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の

保険関係であつて、創業等関連保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、創業者及び新規中小企業者（第二条第三項第一号に掲げるものうち当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったもの及び同項第二号に掲げるものうち当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限り。）の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者及び新規中小企業者に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者を含む。以下この条において同じ。」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第四条第一項に規定する創業等関連保証（以下「創業等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千五百万円及び八千万円（創業等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千五百万円及び八千万円から」とする。

## 2 (略)

3 創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

## (診断及び指導)

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条第二項において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

## (課税の特例)

第八条 第二条第三項第一号又は第二号に規定する新規中小企業者（同項第一号に掲げる者にあつては、事業を開始した日以後の期間が五年未満であることについて、経済産業省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けている者に限り。）であつて、その業種における事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める工業その他の業種に属する事

業を行うものが取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 (略)

(経営革新計画の承認)

第九条 中小企業者及び組合等（以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。）は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合には、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

(経営革新計画の変更等)

第十条 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従つて経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 (略)

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十一条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(異分野連携新事業分野開拓計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画を変

更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画（前二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。）に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項及び第三条の二第二項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第三項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>当該債務者</p>	<p>経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>

第二条の二第二項	
当該保証をした	当該保証をした
当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2) 5 (略)

6 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(経営基盤強化計画の承認)

第十六条 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われており、その業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、その業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であつて政令で指定するもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等(以下この節において「特定組合等」という。)は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその構成員たる特定業種に属する事業を行う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの(以下「経営基盤強化事業」という。)についての計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、特定業種を指定する政令の施行の日から起算して政令で定める期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしよつとするとき、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十三条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の新

たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

(中核的支援機関の認定)

第二十六条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの（以下この節において「中核的支援機関」という。）を、その申請により、一を限つて認定することができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有すること。

4 5 6 (略)

(中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務)

第三十一条 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域（以下「特定高度技術産学連携地域」という。）

における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定高度技術産学連携地域において、工場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」という。）  
、事業場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。）又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと。

二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者  
に利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は当該出資を受けて事  
業を行う者の委託を受けてその施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこと。

2 (略)

(調査、指導及び助言)

第三十四条 行政庁は、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 主務大臣は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業者について、その新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

3・4 (略)

(報告の徴収)

第三十五条 行政庁は承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者及び承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(所管行政庁等)

第三十六条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一 第二条第一項第一号から第七号までに掲げる者(第三号において「個別中小企業者」という。)が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

二 第二条第一項第八号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの(次号において「地区組合」という。)のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの  
当該都道府県の知事

イ その地区が一の都道府県の区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第四項に規定する社団法人

四 前三号に掲げる経営革新計画以外のもの 経済産業大臣及び当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業を所管する大臣  
2 都道府県知事は、第九条第一項又は第十条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知するものとする。

(権限の委任)

第三十八条 この法律による行政庁（都道府県の知事を除く。）及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）（抄）

（設置）

第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第三条の四第三項及び第七条第一項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（以下単に「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含み、当該財政上の措置に該当するものであつて発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

3 （略）

産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（抄）

（特許料等の特例）

第十六条 （略）

第十七条 特許庁長官は、特許法第一百七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が従業者等（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等（同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 中小企業支援担当者（中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他の中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。八において同じ。）の貸付けを行うこと。

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う

- こと。
- 二 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。
- 五 次のイから八までに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号から第十一号までに該当するものを除く。）を行うこと。
- イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者
- ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者
- 八 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者
- 六 前号イから八までに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。
- 七 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条の規定による債務の保証を行うこと。
- 八 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第六条の規定による債務の保証を行うこと。
- 九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資を行うこと。
- 十 新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等及び同条第二項の規定による債務の保証を行うこと。
- 十一 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第十四条の規定による債務の保証及び出資並びに同法第二十九条の八の規定による出資を行うこと。
- 十二 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。
- 十三 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。
- 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
- 十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。
  - 二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。
  - 三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。
  - 四 委託を受けて、中心市街地整備改善活性化法第二十二條第三項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。
  - 五 委託を受けて、新事業創出促進法第三十二條第三項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。
  - 六 次のイから八までに掲げる者に対し、それぞれイから八までに定める資金の貸付けを行うこと。
    - イ 共済契約者（小規模企業共済法第二條第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七條第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二條第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないもの。その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金
    - ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二條第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの。その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金
    - ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体。その団体の事業に必要な資金
  - 3 第一項第三号ロ及びハ、同項第四号（同項第三号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。
  - 4・5 （抄）
- 中小企業経営革新支援法施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）  
 （中小企業者の範囲）
- 第一条 中小企業経営革新支援法（以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業）	三億円	九百人

	業を除く。）		
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
  - 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
  - 三 商工組合及び商工組合連合会
  - 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
  - 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
  - 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
  - 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- （社団法人の要件）
- 第二条 法第二条第二項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。
- （保険料率）

第三条 法第六条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（特定業種）

第四条 法第十条第一項の特定業種は、次のとおりとする。

- 一 清酒製造業
- 二 電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
- 三 船舶（総トン数が一万トン以上のものを除く。）、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業
- 四 酒類卸売業

（経営基盤強化計画の申請期間）

第五条 法第十条第一項の政令で定める期間は、一年とする。

（権限の委任）

第六条 法第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

- 一 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画に関する権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- 二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当該経済産業局長
- イ その地区が一の経済産業局の管轄区域を超えない地区組合
- ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる法第二条第二項に規定する社団法人

2 法第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条の規定による行政庁の権限（都道府

県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。次号において同じ。）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域を含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ その地区が一の総合通信局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる法第二条第二項に規定する社団法人

三 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）

（ 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。次号において同じ。） ）

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域を含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ その地区が一の国税局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第二条第二項に規定する社団法人

五 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。次号において同じ。）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者

供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに關する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第二項に規定する社団法人

七 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするもの及び北海道の区域内に主たる事務所を有するものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ その地区が一の地方農政局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる法第二条第二項に規定する社団法人

九 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に關する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。次号において同じ。）

十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に關する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ その地区が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第二項に規定する社団法人

#### 附 則

1 この政令は、法の施行の日（平成十一年七月二日）から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、法第六条第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第三条の規定の適用については、同条中「〇・四パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）（抄）

（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）

第一条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一（二十七）（略）

二十八 特定発電用施設の周辺地域（特定発電用施設の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が特定発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）の区域内の高度技術産業集積地域（新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第二条第九項に規定する高度技術産業集積地域であつて同法第二十四条第一項に規定する高度技術産業集積活性化計画において定める地域をいう。以下この号において同じ。）若しくは高度研究機能集積地区（同法第二条第十項に規定する高度研究機能集積地区をいう。以下この号において同じ。）又は中心市街地における新たな事業の創出を行う者若しくは新たな事業の創出を支援する事業を行う者に利用させるための施設（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）（以下この号において「地域新事業創出基盤施設」という。）の整備に要する費用に係る次のイから八までに掲げる補助金の区分に応じ、それぞれイから八までに定める者に対して行う補助金の交付

イ 高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区又は中心市街地をその区域に含む都道府県が行う地域新事業創出基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該都道府県

ロ 高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区又は中心市街地をその区域に含む市町村が行う地域新事業創出基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該市町村又は当該市町村をその区域に含む都道府県

ハ 高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区若しくは中心市街地をその区域に含む都道府県若しくは市町村の出資若しくは拠出に係る法人、特殊法人の出資に係る法人又は民間事業者が行う地域新事業創出基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区又は中心市街地をその区域に含む都道府県又は市町村

二十九～三十六 (略)

2～6 (略)

産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号) (抄)

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ その特許発明が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて行われる研究開発等事業(同法第二条第四項に規定する研究開発等事業をいう。以下同じ。)の成果に係るもの(当該認定研究開発等事業計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該研究開発等事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

ハ その特許発明が新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第二条第七項に規定する特定補助金を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金を交付された同項に規定する特定中小企業者に該当する個人

ニ その特許発明が中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新(同法第二条第三項に規定する経営革新をいう。以下同じ。)のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 法第十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イハ (略)

二 その特許発明が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業の成果に係るもの(当該認定研究開発等事業計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該研究開発等事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

ホ その特許発明が新事業創出促進法第二条第七項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

ヘ その特許発明が中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号) (抄)  
(業務の範囲等)

第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業

イ 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第四条第一項に規定する中小企業者等が、共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの(同法第五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)に従って行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ (略)

二(四) (略)

2 (略)

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け(都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。)とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所

の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 (略)

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二条第二項第三号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役割の開発、企業化又は需要の開拓のための事業並びに同法第十一条の二第四項第一号及び第二号に適合するものとして計画の認定を受けた中小企業者が当該計画に従って行う新事業分野開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 (略)

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（平成七年政令第百七十八号）（抄）  
（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業 種		資本の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類卸売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第五号までに規定する中小企業者であるもの

（社団法人の要件）

第二条 法第二条第二項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

（特定中小企業者に係る要件）

第三条 法第二条第三項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 製造業

二 印刷業

三 ソフトウエア業

四 情報処理サービス業

第四条 法第二条第三項第二号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号

- ( 第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。
- 2 法第二条第三項第二号の政令で定める割合は、百分の三とする。
- 第五条 法第二条第三項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。
- 2 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。
- 3 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、設立の日以後五年を経過していない法人又は事業を開始した日以後五年を経過していない個人にあつては百分の三とし、設立の日以後五年を経過した法人又は事業を開始した日以後五年を経過した個人にあつては百分の五とする。
- 4 法第二条第三項第三号の政令で定める数は、二人とする。
- 5 法第二条第三項第三号の政令で定める常勤の役員（個人にあつては、事業主）及び従業員の数の合計に対する割合は、十分の一とする。（研究開発等促進保険の保険料率）
- 第六条 法第十四条の十一第四項において準用する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の政令で定める率は、社債に係る債務を保証した期間一年につき、一・五一パーセントとする。

附 則 （略）

新事業創出促進法施行令（平成十年政令第七号）（抄）

（中小企業者の範囲）

第一条 新事業創出促進法（以下「法」という。）第二条第三項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人

二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第三項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以下が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第三項第一号から第五号までに規定する中小企業者であるもの

（特定投資事業組合の範囲）

第一条の二 法第二条第五項第四号の政令で定める費用は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第五号に規定する開発費とする。

2 法第二条第五項第四号の政令で定める収入金額は、総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とする。

3 法第二条第五項第四号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の三とする。

4 法第二条第五項第四号の政令で定める数は、二人とする。

5 法第二条第五項第四号の政令で定める常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合は、十分の一とする。

（特定特殊法人の範囲）

第二条 法第二条第六項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構

三 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会

（新事業創出関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第三条 法第八条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の第二項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第二十四条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係及び法第八条第一項に規定する新事業創出関連保証に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第四条 法第八条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三四パーセント）とする。

第五条 削除

（新事業分野開拓関連保証に係る保険料率）

第六条 法第十一条の四第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（第九条において「普通保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五

パーセント)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第九条において「無担保保険」という。)にあつては〇・二九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第九条において「特別小口保険」という。)にあつては〇・一九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(中核的支援機関の支援事業)

第七条 法第十九条第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

- 一 企業が高度技術の開発を行い、又はこれを製品若しくは役務の開発若しくは生産、販売若しくは役務の提供に利用するため必要な資金を金融機関から借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- 二 高度技術の開発又は利用に関し、事業を営む者又はその従業員に対して研修又は指導を行うこと。
- 三 高度技術を利用した新たな事業の創出の促進に資する施設若しくは設備又はこれらの使用方法に係る調査研究を行うこと。
- 四 高度技術の開発を行い、及びその成果を普及し、又は高度技術の開発を行う者に対して当該開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(新事業創出寄与事業)

第八条 法第二十八条第一項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 四十七 (略)

(地域新事業創出関連保証に係る保険料率)

第九条 法第二十八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、無担保保険にあつては〇・二九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント)、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十一年一月十四日)から施行する。  
(経過措置)

- 2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係であつて、法第八条第

一項に規定する新事業創出関連保証に係るもの（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる者に係るものを除く。）についての第四条の規定の適用については、同条中「〇・二九パーセント」とあるのは、「〇・二八パーセント」とする。

（国の貸付金の償還期間等）

3～7（略）

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）又は社債に係る債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）にあつては〇・八七パーセント（手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「無担保保証」という。）にあつては〇・八七パーセント）（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合、〇・七四パーセント）、法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合、〇・三四パーセント）、法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険にあつては〇・四六パーセント、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては〇・八七パーセント、法第三条の九第一項に規定する特定社債保険（以下「特定社債保険」という。）にあつては〇・五パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証（法第三条の八第一項に規定する債務の保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が五千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・五パーセントとする。

3・4（略）

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の研究開発等事業関連無担保保証（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号。以下「創造活動促進法」という。）第八条第一項に規定する研究開発等事業関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）又は特定新技術事業活動関連無担保保証（新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第十七条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の研究開発等事業関連無担保保証又は特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の研究開発等事業関連無担保保証又は特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・五パーセントとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の研究開発等事業関連特別無担保保証（創造活動促進法第八条第一項に規定する研究開発等事業関連保証でその保証について担保（保証人（同条第二項の経済産業大臣の指定する者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下同じ。）又は特定新技術事業活動関連特別無担保保証（新事業創出促進法第十七条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の研究開発等事業関連特別無担保保証又は特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての研究開発等事業関連特別無担保保証又は特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険価額の合計額が二千万円を超える場合における当該一の研究開発等事業関連特別無担保保証又は特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・九パーセントとする。

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、

生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）5 （略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをするにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）4 （略）

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをするにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）4 （略）

（売掛金債権担保保険）

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権のみ（当該中小企

業者が法人である場合にあつては、売掛金債権（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円を超えることができなない保険（以下「売掛金債権担保保険」という。）について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 （略）

（新事業開拓保険）

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができなない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 （略）

（保険料）

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（抄）

（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）

第七条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一・二 （略）

三 次に掲げる施設の用に供される土地であつて、当該土地を農用地等（法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することに  
より、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

イ二（略）

ホ 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）附則第九条に規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項の規定による承認を受けた同条第一項に規定する開発計画（同法第六条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に基づき、同法第五条第二項第一号に掲げる地域内において整備される同項第四号イからニまでに掲げる施設

へ 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）第七条第一項に規定する承認集積促進計画に基づき、同法第四条第二項第一号に規定する集積促進地域内において整備される同法第五条第二項第三号イから八までに掲げる施設

#### 四（略）

工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）（抄）

（移転促進地域）

第一条 工業再配置促進法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げる地域（昭和三十七年一月一日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあつた埋立地に係る区域、その相当部分を中小企業者（中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため地方公共団体若しくは環境事業団が造成（造成に準ずる土地の整備を含む。以下この条において同じ。）をし、又は地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは環境事業団が造成に係る資金の貸付けをした工場用地で同日以後にその造成が完了したものに係る区域及び雇用の状況の改善を図る必要がある区域として経済産業省令で定める基準に従い経済産業大臣が関係地方公共団体の意見を聴いて指定する区域を除く。）とする。

附則

#### 1（略）

2 その相当部分を中小企業者（中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第二条に規定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）が造成（造成に

準ずる土地の整備を含む。以下この項において同じ。）をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地でその造成が完了したものに係る区域については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が造成をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地に係る区域とみなして第一条の規定を適用する。

産業活力再生特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）（抄）

（創業関連保証等に係る中小企業信用保険法の特例）

第五条 法第二十四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第八条第一項に規定する新事業創出関連保証に係る保険関係及び法第二十四条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（情報通信政策課の所掌事務）

第七十一条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五（略）

六 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の施行に関すること。

七・八（略）

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）

（総合食料局の所掌事務）

第四条 総合食料局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八（略）

九 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の施行に関すること（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。

十～十八（略）

2 食糧部は、前項第二号（主要食糧を主な原料とする飲食料品に関する）に限る。）、第六号（主要食糧の流通及び加工に関する事業に関

することに限る。 ) 及び第十二号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

(食品産業企画課の所掌事務)

第三十九条 食品産業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 新事業創出促進法の施行に関する事(農村振興局の所掌に属するものを除く。 )。

十 (略)

(農村政策課の所掌事務)

第七十七条 農村政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 新事業創出促進法の施行に関する事(地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する事に限る。 )。

八・九 (略)

経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)

(産業再生課の所掌事務)

第二十五条 産業再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 新事業創出促進法(平成十年法律第五百五十二号)の施行に関する事(中小企業庁及び商務情報政策局並びに立地環境整備課の所掌に属するものを除く。 )。

(立地環境整備課の所掌事務)

第三十条 立地環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 新事業創出促進法の施行に関する事(地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する事に限る。 )。

(情報処理振興課の所掌事務)

第八十三条 情報処理振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 新事業創出促進法の施行に関する事（情報関連人材育成事業に関する事に限る。）。

四 （略）

（経営支援部の所掌事務）

第百五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関する事（事業環境部の所掌に属するものを除く。）。

二 中小企業の新たな事業の創出に関する事。

三 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関する事。

四 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関する事。

五 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関する事。

（経営支援課の所掌事務）

第百五十九条 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の経営方法の改善その他の経営の向上に関する事（事業環境部及び技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関する事。

三 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行に関する事。

四 商工会及び商工会連合会の組織及び運営一般に関する事。

（技術課の所掌事務）

第百六十一条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の技術の向上に関する事。

二 中小企業の新技術を利用した事業活動の促進に関する事。

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行に関する事（同法第十四条の二に規定する

指定支援機関に関する事を除く。）。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 略)

四十一 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の規定による基本方針の策定及び同法に規定する高度技術産業集積活性化計画に関すること。

四十二〇五十七 略)

2 略)

(国土環境・調整課の所掌事務)

第四十条 国土環境・調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 略)

十一 新事業創出促進法の規定による基本方針の策定に関する事務のうち地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義に関する事項及び高度技術産業集積地域の活用に関する事項に係るもの並びに同法に規定する高度技術産業集積活性化計画に関すること。

十二 国土総合開発法第十条第二項の規定による関係都府県の同意の取得に関すること。

(建設振興課の所掌事務)

第四十三条 建設振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業者及び建設コンサルタント(以下この条において「建設業者等」という。)の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策(建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者(主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。)に係るものに限る。)に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二〇五 略)

六 新事業創出促進法の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業及び新事業分野開拓に関すること並びに同法の規定による建設業者等に係る新事業分野開拓の実施計画の認定に関すること。

七〇九 略)

中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号) (抄)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所 掌 事 務
中小企業経営 支援分科会  (略)	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十 三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び 良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中 小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者 の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置 法（平成七年法律第四十七号）第三条第四項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号 ）第四条第四項及び中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の規定により審議会の権限に属させられた 事項を処理すること。  (略)

2 / 6 (略)

沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 産業の振興

第一節 観光振興地域の要件等（第六条 第八条）

第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条 第十二条）

第三節 産業高度化地域の要件（第十三条）

第四節 特別自由貿易地域の要件等（第十四条 第二十五条）

第五節 金融業務特別地区の要件等（第二十六条 第二十八条）

第六節 中小企業経営革新支援法の特例に係る特定業種等（第二十九条・第三十条）

第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第三十一条・第三十二条）

第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十三条）

第五章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等（第三十四条 第三十七条）

第六章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十八条 第四十二条）

第七章 雑則（第四十三条）

附則

第六節 中小企業経営革新支援法の特例に係る特定業種等

（特定業種）

第二十九条 法第六十六条で定める業種は、次のとおりとする。

一 五十五（略）